

令和7年度以降に使用する高知県立中学校教科用図書の採択基準

選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな生徒の育成に役立つ内容であること。

- 1 中学校学習指導要領（平成29年告示）の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- 2 内容や表現等に偏りがなく全体として調和がとれ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。
- 3 生徒が主体的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- 4 内容、表現、分量、配列などが生徒の心身の発達段階に適応していること。
- 5 本県の教育理念や、「全国学力・学習状況調査」及び「高知県学力定着状況調査」などの調査結果等から見られる本県の生徒の実態等に照らして適していること。
- 6 第4期高知県教育振興基本計画の基本目標1「確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開」に示す、「社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲」を育てていくためにふさわしいものであること。